

こんな お悩み ありませんか？

経理や税務の
手続きが
わからない

確定申告の
準備が大変



青色申告特別
控除を
受けたい



会計ソフトを
使用して
みたい



青色申告特別控除の75万円について、令和8年度税制改正により、控除額が65万円から75万円に引き上げられました。この控除を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

電子帳簿の保存：優良な電子帳簿を作成・保存することが求められます。

e-Taxの利用：e-Taxを通じて申告を行う必要があります。

簡易簿記の制限：簡易簿記を使用する場合、10万円控除の対象外となります。

この改正は令和9年分（2027年）から適用されるため、早めの準備が重要です。

あなたのお悩みごとを

マソツーマソの記帳指導で解決しましょう！

令和8年12月4日(金)まで 1回：2時間程度

すでにご利用の方で指導が必要な方は、必ずこの期間内に記帳指導を受けてください。

持参
するもの

- ・ 現在つけている帳簿など
- ・ 令和7年決算書控
- ・ 預金通帳（事業用）

- ・ 請求書・領収書

その他経理上必要と思われるもの。

まずはお気軽にご連絡ください

函南町商工会

☎ 055-978-3995

〒419-0114 静岡県田方郡函南町仁田68-2
<https://kannamisci.jp>

